

様式第 3

会 議 録

会 議 名	令和 6 年度第 4 回野田市行政改革推進委員会
議題及び議題ごとの 公開又は非公開の別	1 財政規律の堅持について（公開） 2 市税、保険料、使用料等の徴収率の向上について（公開） 3 補助金の在り方の検討について（公開） 4 給付サービスの見直しについて（公開） 5 ふるさと納税制度の活用の推進について（公開）
日 時	令和 6 年10月 9 日（水） 午前10時から午前11時50分まで
場 所	市役所低層棟 4 階 委員会室
出席者氏名	○委 員 赤瀬川 和枝、小高 正浩、逆井 優子、津田 義裕、長島 宏行、松本 純子、望月 秀嗣、谷田貝 しづ子、山本 和也 ○事務局 今村 繁（副市長）、金田 昌丈（企画財政部長）、大久保 貞則（総務部長）、飯塚 等（土木部長）、小林 智彦（福祉部長）、森 功（学校教育部長）、松本 正明（総務部次長兼公共施設管理課長）、山口 忠司（福祉部次長兼高齢者支援課長）、皆川 賢一（水道部次長兼業務課長）、中村 正則（企画財政部次長兼企画調整課長）、青山 直樹（財政課長）、廣瀬 康之（収税課長）、初見 龍一（行政管理課長）、渡邊 宏治（総務部参事兼管財課長）、寺田 政司（営繕課長）、荒井 哲也（下水道課長）、海老原 純一（生活支援課長）、岡田 勇貴（障がい者支援課長）、武田 真弓（人権・男女共同参画推進課長）、内田 一也（児童家庭課長）、宮下 幸治（子ども保育課長）、峯崎 光春（保健センター長）、田嶋 秀志（行政管理課長補佐）、石塚 誠（学校教育課長補佐）、水越 紀秀（行政管理課事務管理係長）、田村 和樹（行政管理課事務管理係主査）、平野 剛史（行政管理課事務管理係主任主事）
欠席委員氏名	五百川 和家恵
傍 聴 者	4 名

議 事	第4回野田市行政改革推進委員会の会議結果(概要)は、次のとおりである。
司会（行政管理課長補佐）	1 開会 令和6年10月9日午前10時、開会を宣言。 会議成立、会議録作成のための録音、会議の公開及び傍聴人の入室について説明。 2 議事 議事1 財政規律の堅持について
山本会長（議長）	事務局に説明を求める。
行政管理課長	財政規律の堅持について説明
山本会長（議長）	財政規律の堅持について質問、意見はあるか。
望月委員	次期行政改革大綱の考え方の中にある、全ての事務事業を毎年ゼロベースで見直すとはどういうことか。
財政課長	予算編成の際に、各担当課で所掌している全ての事務事業の費用対効果等を一から見直した上で、予算要望することである。
望月委員	全ての事務事業を対象にしているとのことであるが、給付サービスや補助金については、毎年ゼロベースで検討できるのか。
副市長	4年ほど前に、全ての事業をゼロベースで見直すということで、私が担当課へ直接ヒアリングを実施した経緯がある。その際は、単純な経費の削減や既得利益ということではなく、ゼロベースで見直しを行い、前例に捉われることなく事業の必要性を把握するように職員へ伝えた。それ以降、毎年度ゼロベースで事業の見直しは実施しているが、補助金については補助団体と補助金の必要性について直接、協議を行った上で結果を出すように伝えている。一度、補助金額が決まってしまうと、同じ金額で支給され続けるという例があることから、そういったことがないように、職員の管理意識の醸成等も含めて毎年度、ゼロベースによる見直しを行っている。

逆井委員	次期行政改革大綱の考え方の中で、「大胆な業務改革による事務の効率化」と記載されているが、具体的な施策があれば伺いたい。
行政管理課長	自治体D Xの推進を図っていく上で、革新的なデジタル技術等を活用した業務改革を行い、事務の効率化につなげていきたいと考えている。また、前回、御審議いただいた「行政改革大綱の考え方について」の中で「大胆な業務改革による事務の効率化」という表現を用いたことから、同様の表現にした。
副市長	大胆な業務改革というのは、大きい事業ばかりではない。自治会の方から申請書等の簡略化をしてほしいなどの意見も聞いている。申請書は記載部分が多く、添付書類も多いこと、申請書を受領した職員が誤りがないか確認する必要があることから非常に時間を要している。真に必要な書類であるか確認することにより、書類の簡略化も可能であると考えている。また、補助金等についても、市に有利な補助金があるにもかかわらず利用せず、結果として事業が遅れてしまった例もある。アンテナを高くして、有利な特定財源を確保することも、大きな業務改革であることから徹底していきたい。
逆井委員	申請書等が簡略化されることは、市民としては非常に嬉しく感じる。併せて自分たちの業務を見直すというところにも力を入れていただき、これは大胆な業務改革だと市民に思わせるような施策を期待したいと思う。
谷田貝委員	学校給食センターや鈴木貫太郎記念館再建事業等の「大規模な事業の実施が予想される」とあるが、このような大規模な事業に対して、国の補助金等の活用は検討しているのか。
財政課長	学校給食センターは、国の補助金を一部活用して建て替えを行っていく。また、鈴木貫太郎記念館についても、補助金が見えるよう様々な視点から分析を行い、資金的に有利なもので準備を進めることができるように検討していく。
長島委員	次期行政改革大綱の考え方に、今まで議論してきたP F Iや公民連携の記載がないが、財源を確保しつつ、持続可能な事業を継続していくP F I等の手法も記載した方が良いのではないかと。

総務部長	御指摘のとおり、大胆な業務改革の方法について具体的に明記していないことから、次期行政改革大綱の考え方の２行目、「大胆な業務改革による」の前に、「民間活力の活用やPFIを活用した」という文言を追加する。
山本会長（議長）	ほかに質問等がなければ、議事１「財政規律の堅持」については一部修正の上、了承することとしてよいか。 《異議なし》 一部修正の上、了承することとする。
山本会長（議長）	議事２ 市税、保険料、使用料等の徴収率の向上について 事務局に説明を求める。
行政管理課長	市税、保険料、使用料等の徴収率の向上について説明
山本会長（議長）	市税、保険料、使用料等の徴収率の向上について質問、意見はあるか。
津田委員	資料２の中で目標徴収率という言葉が出てくるが、目標徴収率は100%ではないのか。中途半端な目標を掲げると、行政は何を考えているのだろうと市民に悪い印象を与えかねないことから、目標は100%であるべきだと感じる。目標徴収率99%台のものは当該年度の目標徴収率として扱い、その横に全体の目標徴収率100%と記載するのはいかがか。
収税課長	目標徴収率100%の達成を目指して業務を行っているが、法律に緩和制度が規定されていることや滞納者がどうしても出てきてしまうことから、徴収率100%の達成は難しい。 目標徴収率については、常に上昇していく必要があることから、他市町村の目標徴収率やこれまでの達成度合いを比較し、着実に毎年達成していくべき目標を掲げて取り組んでいくことも大切であると考えている。
副市長	国民には納税の義務があるが、収めていただけないケースは一定数存在する。行政改革大綱上の目標については、計画期間内の最終的な目標値にはなるが、目標徴収率を100%にすると確実に未達成となる。前提として、行政改革大綱は職員に

	についての基本的な計画であり、目標徴収率を100%にすると目標がないことと同義になるため、先ほど収税課長から発言があったように、取組次第では達成できる目標を設定している。
谷田貝委員	国民健康保険料の徴収率について、前回、行政改革大綱の見直しを行った際は、もっと低かったことを記憶しているが、久しぶりに徴収率を見て野田市も頑張っていると感じた。
逆井委員	徴収率については、谷田貝議員と同じ意見であり、市として誇って良い部分であると感じている。 ほぼ全ての部門で徴収率90%を超えており、維持管理の段階に入っていることから、新たな目標をずっと立て続けるのは難しいのではないかと感じている。
副市長	努力して改善される部分はまだあると感じている。介護保険についても、高齢化で介護ニーズが増えている中で、徴収率を維持するというよりは常に上昇させる努力をする必要があると思っている。 また、国民健康保険の加入者数も次第に減少していることから、徴収部門の職員に危機意識を持って取り組んでもらうため、徴収率の維持管理ではなく、改善という形で検討していきたい。
逆井委員	課題の中に記載されている、「学校給食費管理システム」の導入については、非常に前向きな取組であり、行政改革にふさわしいと感じている。また、現金の集金や確認作業が先生の負担となっていることから、学校給食費システムの導入後、費用対効果等も検討した上で給食費以外の部分にも横展開していくことを検討いただきたい。
学校教育部長	資料に記載しているとおり、来年度から学校給食費の管理システムについては教育委員会が一括して運用していく予定である。他の費用については、学校給食管理システム導入後の動きを見て研究していく。ただし、現状は逆井委員の御意見のとおり、可能な限り学校で現金を持たないという方針で進めている。
長島委員	徴収率を上げることは当たり前の業務であり、行政改革大綱で協議する話ではないと思っている。徴収率をここまで向上させたのであれば、今後は庁内で管理項目として捉えた上

副市長	で、努力いただきたいと感じる。徴収率向上により行政改革がこれ以上に進んでいくとは思えないため、徴収率の向上という項目は削除しても良いと感じる。 また、滞納者への対策として、払っていない人がどうして払わないのか、なぜ払ってもらえないのかという分析をお示しいただきたい。払えるのに払わない人に対しては、積極的な徴収対策が必要であると思うが、払いたいけれど払えない人の対策については、行政改革の項目の中で考える部分であり、議論していくべきと考えている。 1点目の行政改革大綱の項目から徴収率の向上に関する部分を除いても良いのではないか、という御意見については、他団体の多くは行財政改革大綱ということで財政も含めた改革について記載している。野田市でも行政改革大綱という名を用いているが、その中には財政改革の意味合いも含まれており、財政運営の基本である自主財源の確保を行わないと財政運営は維持できないことから、行政改革大綱の項目に入れている。90%を超えているから維持管理の段階に移行するのではなく、0.1%でも相当な金額になり、様々な事業を行うことができるため、非常に重要なことだと思っている。 また、払えるのに払わない方の中でも、過年度にわたり滞納しており、長期化している方は、むしろ払わない方が非常に多く、払わないものが積み重なった時点で、結果的に払える額を超えてしまっている。そういった方への対策については、徴収技術の向上やキャッシュレスの導入、訪問方法等も変わることから、業務改革という意味でも行政改革大綱の中に取り入れていかなければならないと感じている。
収税課長	払いたいけれども払えない方につきましては、執行停止という処分を行っている。執行停止には事由が大きく分けて3つあり、「行方不明」、「生活保護該当」、「財産なし」がある。
副市長	滞納されている方には、まず財産調査や相談業務をする中で職業や生活状況等を把握し、資力を判断していく。執行停止は払いたくても払えない人ではなく、払わなかった結果、払えなくなってしまったケースに執行することが多い。払いたくても払えない方については、一括納付が基本ではあるが、資力に応じて分納してもらうなどの対応を行っている。
長島委員	行政改革大綱の項目としては、徴収率を上げることももちろ

	ん重要であり、努力いただいた結果、成果も出ていると感じる。今後、どのように市税等の財源を増やしていくのかを考えたときに、行政改革としてどのような形で取り組んでいくのが重要であり、大綱に記載しなければならないと感じる。徴収率の向上については成果が出ていることから、行政改革としては優先順位が下がるのではないと思う。
副市長	私が収税課長になる前は、納税の義務があることから不納欠損は基本的に行っておらず、滞納額が増えていったことから、滞納者への対応が多くなり、現年分に対する課税への意識が薄くなっていた。このことを受けて、執行停止制度等を利用し、徴収が難しいケースについては積極的に財産調査を実施して執行停止をかけていく方針に変更した。その結果、国民健康保険料の徴収率の向上等につながったが、これは業務改革で発想の転換を行ったことが一番の要因であると思っている。今後も、徴収率の向上は最優先の課題であるため、長島委員もどこかに改革の余地はあると思っていらっしゃるとおり、市が力を入れて取り組む必要がある項目であることから、優先順位は高くなると考えている。
山本会長（議長）	ほかに質問等がなければ、議事２ 市税、保険料、使用料の徴収率の向上については事務局案のとおり、了承することとしてよいか。 ≪異議なし≫ 事務局案のとおり、了承することとする。 議事３ 補助金の在り方の検討について
山本会長（議長）	事務局に説明を求める。
行政管理課長	補助金の在り方の検討について説明
山本会長（議長）	補助金の在り方の検討について質問、意見はあるか。
望月委員	団体の事業はそれぞれ異なっている中で、事業費補助及び運営費補助という区分を明確にすると記載しているが、事業費補助と運営費補助の区分を分ける基準はあるのか。
財政課長	事業費補助を基本としているが、運営費を補助して支援する

	必要がある団体もあることから、個々の団体の状況に合わせて設定している。
副市長	団体の補助金については、公益性の確保が一番の課題である。各団体と協議を行い、理解を得た上で公益性の判断を行っていくことが重要であるが、職員と団体の間で、平常時からの接触がない部分もあることから徹底したいと考えている。
望月委員	団体の補助金については、各団体と担当課が直接協議を行っているのか。
副市長	基本的には担当部署がその団体と協議するが、疑問等が生じた場合には、行政管理課や専門部署に相談することになる。
小高委員	自治体によっては、補助金の必要性について、評価シートの作成や第三者機関の設置などにより協議を行っているが、野田市ではどのような形で検証しているのか伺いたい。
財政課長	現在は補助金交付適正確認書で監査等を行い、清算及び返納等を行っている。
副市長	補助金交付適正確認書については、あくまで担当者が作成し、責任者である所属長は記載されている部分を確認する流れであることから形骸化しやすい面がある。 一番重要なことは、先ほど申し上げたとおり、担当者と団体間で密に連絡を取り合い、団体の運営状況等を把握した上で所属長が確認することが必要である。
津田委員	補助金を交付した団体について、毎年、監査を実施しているのか伺いたい。
副市長	先ほど申し上げたとおり、実績報告書等を各団体から提出していただき、実績報告書に基づいて監査を実施しているが、形骸化しやすい部分もあることから、重要な課題であると思っている。この課題については資料に記載していないことから、修正させていただく。 また、所属長が補助金交付適正確認書を確認する前に、担当者が通帳や領収書等の確認作業を行っている。
津田委員	その担当者というのは補助金の交付決定を行った所属の方で

	あると推察するが、可能であれば、監査は第三者等が行うことが望ましいと感じる。
副市長	外部への発注は難しいと考えている。第三者評価は、団体との意思の疎通という部分をどのように考えるかが課題であると考えており、機械的に確認をされると、先ほど申し上げた補助金の公益性の判断も難しくなることが想定される。
津田委員	次期行政改革大綱の考え方の中に、「透明性を確保する観点」という文言も記載されていることから、団体の自主性や効果を妨げない形で、監査の仕組みを検討いただけたら良いのではないかと思う。
山本会長（議長）	ほかに質問等がなければ、議事3「補助金の在り方の検討」については一部修正の上、了承することとしてよいか。 《異議なし》 一部修正の上、了承することとする。 議事4 給付サービスの見直しについて
山本会長（議長）	事務局に説明を求める。
行政管理課長	給付サービスの見直しについて説明
山本会長（議長）	給付サービスの見直しについて質問、意見はあるか。
津田委員	最初に事務事業をゼロベースで見直すという話があった中で、資料5ページの災害見舞金については、保険に加入されている家庭が多い中、最大で5万円もらって本当に効果はあるのか。市の一般会計の当初予算535億円からすると微々たるものかもしれないが、災害時には炊き出しや物資の提供が迅速に行われることが重要であるため、廃止を検討することも必要ではないか。 また、6ページの自動車運転免許取得費の助成についても、免許を取るときの助成はあくまで「点」の支援であるが、障がいのある方が地域で暮らしていくという「線」で考えたときに、例えばゴールド免許で更新したら2,000円補助するなど少し内容を見直した方が良いのではないかと感じた。

生活支援課長	災害見舞金については、対象者が申請書等の提出をすることなく速やかに支給するものである。今後についても、災害見舞金と併せて日本赤十字社や社会福祉協議会等の給付制度を活用し、被災された方に支給していきたいと考えている。 また、日本赤十字社と連携し、災害時等に毛布等の物資を提供するための備蓄を行っている。
営繕課長	災害があった場合、市営住宅の一部を被災住宅として用意しており、3か月間は無料で入居できる体制を整えている。
副市長	災害見舞金は大きな金額ではないが、被災された方にとって、市から見舞金という形で給付があるということが安心につながると考えているため、継続させていただく。
逆井委員	資料9ページ、放課後等デイサービスの中で「一人当たりの平均利用日数は減少しており」とあるが、支給量の基準を厳しくしたことにより、一定の効果があったという理解でよいのか、また、サービスの利用者数が増加している中で、前向きな取組等を検討しているか伺いたい。
障がい者支援課長	令和2年度までは、1か月あたり22日の上限を設けており、平日は毎日利用できると考える方が多かった。本来、放課後等デイサービスは、「療育」を目的として行うサービスであり、学童とは利用が異なる中で、障がいをお持ちの方は、早期発見、早期療育という考えのもと、支給決定を行っており、真に必要な療育は支給されるべきであると考えている。 利用したいが使えないという状況ではなく、真に必要な方に療育サービスを受けていただくという目的のもと、令和2年度に支給決定基準の改定を行い、令和3年度から運用を開始した。結果としては、真に必要な利用日数で利用いただく方が増えており、それに併せて実利用人数等も増えている。利用日数の決定については、利用者から聞き取りを行った上でサービス利用計画を策定し、支給決定を行う仕組みである。この聞き取り等を徹底することにより、将来的に給付費の削減も見込んでいる。
副市長	当時、放課後等デイサービスの利用については、ごく一部の方は14日の利用日数を超えていたものの、ほとんどの方は14日の範囲内で利用されていた。一部の方が療育ではなく預けるということを主体に利用されていたことから、真に必要な方に利用いただくためにとった措置であると御理解いただき

赤瀬川委員	たい。 敬老祝い品であるNOX券については、地域によって利用できるお店がない状況もあることから、祝い品を届けに行っても喜んでいただけないケースがある。利用できるお店が近くにないような地域にお住まいの方などは現金かNOX券か選ぶことができるようにしていただくことについて、今後検討いただきたい。
副市長	非常に大きな課題ではあるが、市の商業活性化の観点から野田市商業協同組合を通して実施している事業でもあるため、今後、組合と協議を実施していきたいと考えている。
逆井委員	敬老祝い事業における近年の予算の状況であるが。横ばいであるか、それとも増加傾向にあるのか伺いたい。
高齢者支援課長	敬老祝い事業については、以前は幅広い年齢の方に対してお渡ししていたが、平成28年度に市全体の給付サービス見直しを行った中で、敬老祝い事業についても現在の基準に見直しを行った経緯がある。予算については、少しずつ増加している状況である。
副市長	高齢の方にとって、敬老祝い事業が生きる糧になっている部分もあることから、簡単に廃止できるものではないが、金額等については見直す余地があるため検討が必要であると考えている。
山本会長（議長）	ほかに質問等がなければ、議事4「給付サービスの見直し」については事務局案のとおり、了承することとしてよいか。 《異議なし》 事務局案のとおり、了承することとする。
行政管理課長	議事5 ふるさと納税制度の活用の推進について ふるさと納税制度の活用の推進について説明
山本会長（議長）	ふるさと納税制度の活用の推進について質問、意見はあるか。

長島委員	ふるさと納税制度の企画や方針の決定等は企画調整課で実施しているのか。また、ふるさと納税制度の企画段階で企業等と連携は行っているか。
企画調整課長	企画調整課で企画や方針等の検討を行っているが、企業版ふるさと納税については、関連する部署と連携を行いながら事業を進めている。また、株式会社サイネックスに中間事業者として委託を行っており、返礼品の管理や事業者とのコンタクト等について、助言等をいただきながら事業者の検討を行っている。
松本委員	個人の方の申告書を見る限り、野田市に住んでいる方がふるさと納税制度を利用して他市に寄附しているケースが多い。野田市の魅力発信や、企業版ふるさと納税制度に特化して、検討いただくことが重要ではないかと考えている。
企画調整課長	ふるさとチョイスや楽天、さとふる等のポータルサイトを開設しているが、ふるさと納税自体が本来の趣旨から外れており、インターネットショッピングのような状況になっている。野田市民が野田市に寄附しても返礼品等はなく、市外の方が野田市に寄附した場合に返礼品がもらえる仕組みであることから、市内在住の方の寄附を増やすのは難しい部分もある。しかし、寄附目的の方も一定数いるため、寄附をしていただいた方を大切にしながら、事業のアピールについて検討していきたい。また、企業版ふるさと納税についても、市内にある企業が野田市に寄附してもふるさと納税にはならないことから、市内に支店がある企業の本社に対してアピールを行うことなど検討しており、今後も、関係課と連携を行いながら、市事業のアピールを進めていきたいと考えている。
松本委員	中間事業者に支払う手数料については、どの程度かかっているのか。
企画調整課長	中間事業者への手数料については、令和5年9月に事業者の見直しを行い、寄附額に対して8.3%であった委託料を2.5%まで引き下げることができた。
谷田貝委員	野田市のふるさと納税による影響額はマイナスとなっている中で、返礼品目当ての寄附ではなく、野田市の魅力に共感してもらい、積極的に野田市に寄附したいと思えるような取組を検討していく必要があると感じる。

山本会長（議長）	ほかに質問等がなければ、議事５「給付サービスの見直し」については事務局案のとおり、了承することとしてよいか。 《異議なし》 事務局案のとおり、了承することとする。 その他、事務局から連絡事項はあるか。
行政管理課長	第５回の開催については、日程が決まり次第改めて御連絡させていただきます。資料については、遅くとも開催日の一週間前までに配布させていただきます。 ３ 閉会 午前11時50分 閉会を宣言